**横浜地裁判決**

**判 決 骨 子(厚木基地　民事事件/行政事件)**

平成26年5月21日午後2時判決言渡し 第101号法廷

民事事件〔平成10年(ワ)第4917号,平成20年(ワ)第1532号各損害賠償等請求事件〕

行政事件〔平成19年(行ウ)第100号,平成24年(行ウ)第69号各航空機運航差止等請求事件〕

横浜地方裁判所第1民事部 佐村浩之(裁判長)倉地康弘 石井奈沙

1 当事者

　民事事件　原 告 　藤田榮治ほか6992名

 　　被 告　 国

　行政事件　原 告　 藤田榮治ほか66名

　　　　　　被 告 国(処分行政庁 防衛大臣)

　2 事案の概要

　民事事件は,厚木基地の周辺住民約7000名が,厚木基地に離着陸する航空機(自衛隊機及び米軍機)の発する騒音により身体的被害及び睡眠妨害,生活妨害等の精神的被害を受けているとして,国に対し,国家賠償法2条1項に基づき損害賠償を求め(損害額は一律に1名につき1か月当たり慰謝料2万円と弁護士費用3000円の合計2万3000円としている)、そのうち75名がこれに加えて人格権に基づき厚木基地における航空機の離着陸等の差止め及び音量規制(差止等)を求める事案である。

　行政事件は,厚木基地の周辺住民67名(上記約7000名のうちの一部)が,上記差止等と同じ効果を求めて,国(防衛大臣)に対し,厚木基地における自衛隊機の一定の態様による運航の差止め及び米軍機の一定の態様による運航のために厚木基地を使用させることの差止め等を求める事案である。

　周辺住民が民事事件のほかに行政事件の訴えも起こしたのは,最高裁判所の平成5年の判

例により, 自衛隊機の運航について民事訴訟によって差止請求をすることは不適法であるなどとされているからである。すなわち周辺住民の立場は,本来は民事事件において上記差止等も認められるべきであるが,判例があるためにそれが認められないというのであれば,行政事件によって認められるべきであるというものである。

民事事件と行政事件は,併合はされていないが,同時並行的に審理が行われてきた。

3 判決の結論の骨子

〔民事事件〕

(1)差止等については,自衛隊機の差止等の請求に係る訴えは却下し,米軍機の差止等の請求は棄却する。

(2)過去(口頭弁論終結日である平成25午9月2日まで)の損害の賠償請求については,居住地のWECPNL値※の大きさよって定める1か月当たりの慰謝料額(4000円～ 2万円の5段階)を基準とし、居住する建物が国の補助により防音工事を実施している場合は工事済室数に応じた減額(減額率は10%～ 30%の5段階)をした金額※※を認容する。

 ※ 航空機騒音の大きさないしうるささを示す指標の一っであるWeighted

 Equivalent COntinuous Perceived Noise Level(加重等価継続感覚騒音レベ

 ル)の値のこと

 ※※請求認容額は総額約70億円である。これに対し,原告らの平成25年9月

 2日までの請求額は総額約162億円である。

(3)将来(平成25年9月3日以降)の損害の賠償請求に係る訴えは却下する。

〔行政事件〕

(1)米軍機の差止請求(主位的請求)に係る訴えは却下する (予備的請求のうち給付請求は棄却し,確認請求に係る訴えは却下する。)。

(2)自衛隊機の差止請求(主位的請求)は,「防衛大臣は,厚木飛行場(防衛大臣が厚木基地の中心部に設置している飛行場)において,毎日午後10時から翌日午前6時まで,やむを得ないと認める場合を除き, 自衛隊の使用する航空機を運航させてはならない。」との限度で認容し、その余の請求を棄却する(予備的請求に係る訴えは却下する。)。

4 判決の理由の骨子

〔民事事件〕

(1)差止等の請求

　判例(最高裁平成5年2月25日第一小法廷判決)によれば, 自衛隊機の差止等の請求に係る訴えは不適法であるから却下を免れず,米軍機の差止等の請求は主張自体失当として棄却を免れない。

(2)過去(口頭弁論終結日である平成25年9月2日まで)の損害の賠償請求

　ア 厚木飛行場は国家賠償法2条1項にいう「公の営造物」であり,大阪空港事件(最高裁昭和56年12月16日大法廷判決)等の判例に従つて検討すると,本件で問題となる平成17年1月1日以降における厚木飛行場の使用及び供用は,防衛施設庁長官が平成18年の告示によって指定した第一種区域の内側(75W以上の地域)に居住する住民に社会生活上受忍すべき限度を超える被害を生じさせるものとして違法な権利侵害ないし法益侵害である。したがって,国は, 75W以上の地域への居住を根拠として賠償請求をする原告らに対する賠償責任を免れない。

　イ 国は,いわゆる危険への接近の理論を根拠として,国が主張する一定の時期以降に75W以上の地域に居住するに至った原告らの請求につき賠償責任の減免を主張するが,認められない。

　ウ 慰謝料の額は,原告らそれぞれの居住する地域における騒音の大きさに応じて,共通する最小限度の被害の程度に対応するものとして,基準となるべき1か月当たりの慰謝料額を定めることとし,WECPNLの値が75～ 80の地域は4000円, 80～ 85の地域は8000円, 85～ 90の地域は1万2000円, 90～ 95の地域は1万6000円, 95以上の地域は2万円とする。

　一方,国の助成により防音工事を実施した住居に居住する原告らについては,工事実施室数に応じて上記の基準慰謝料額から減額する。減額率は,最初の1室にっき10%, 2室日以降につき1室増加するごとに5%とするが,助成を受け得る防音工事が5室を限度とすることなどを勘案し,合計で5室以上となる場合は一律に30%とする。

　工 弁護士費用は,請求認容額の10%を認める。

(3)将来(平成25年9月3日以降)の損害の賠償請求

　判例(大阪空港事件判決及び最高裁平成19年5月29日第三小法廷判決)に従って検討すると,原告らのいう将来の損害の賠償請求権は,将来の訴えを提起することのできる請求権としての適格を有しないので,これに係る訴えは不適法であり,訴え却下を免れない。

〔行政事件〕

(1)米軍機の差止請求(主位的請求)

　国と米国との間には,国が米国に対して厚木飛行場の使用の許可をするといった行政処分が存在しないことはもとより,これに類似した仕組みさえ存在しないし,我が国の国内法令にもそのような行政処分の根拠となり得る規定は存在しないから,米軍機羞止請求に係る訴えは,存在しない行政処分の差止めを求めるものであり不適法である。

(2)自衛隊機の差止請求(主位的請求)

　判例(前掲最高裁平成5年2月25日判決)によれば,厚木飛行場における自衛隊機の運航に関する防衛夫臣の権限の行使は,その運航に必然的に伴う騒音等について周辺住民の受忍を義務付けるものであるから,同権限の行使は,騒音等により影響を受ける周辺住民との関係において,公権力の行使に当たる行為である。これは判例によってその存在が認められた特殊な行政処分であり,当該住民は,無名抗告訴訟※によりその差止めを請求することができる。

 ※ 抗告訴訟のうち行政事件訴訟法3条2項以下において個別の訴訟類型として

 法定されていないもの

　本件の事実関係の下では, 自衛隊機の差止請求は,防衛大臣が厚木飛行場において毎日午後10時から翌日午前6時までやむを得ないと認める場合を除き自衛隊機を運航させてはならない旨を命ずることを求める限度で理由がある。